公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 (新)子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム運用保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	株式会社佐賀電算センター
契約金額	1,898,600円
随意契約によることとした理由	本業務は、基本パッケージソフトウェアのシステム構成等を熟知し正確な対応が求められるものである。このため、システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有するシステム構築事業者でしか作業出来ないため、当該業者と随意契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 (新)子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	さいたま市児童系(児童手当・児童扶養手当)システム運用支援業務
履行場所	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 27 日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契 約 金 額	24,860,000円
随意契約によることとした理由	本業務は、基本パッケージソフトウェアのシステム構成等を熟知し、正確で早急な対応が求められるものである。その他にも当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない保守、点検を実施する必要があり、そのような対応が可能であるのは当該業者のみであるため、随意契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 (新)子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	さいたま子育てWEB運用保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 9 日
契約の相手方名	パシフィックコンサルタンツ株式会社 埼玉事務所
契 約 金 額	2,035,000円
随意契約によることとした理由	契約の相手方であるパシフィックコンサルタンツ株式会社は、本システムを企画提案方式により開発した業者であり、開発及びデザインに対する著作権を市と共有していることから、同社との1者特命随意契約とした。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	保健福祉局福祉部年金医療課 (新)子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	さいたま市福祉医療システム維持管理支援業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 24 日
契約の相手方名	株式会社日立製作所 北関東支店
契 約 金 額	28,628,160円
随意契約によることとした理由	本業務は、福祉医療システムの安定稼働を確保するため、システム障害への対応等を含むシステム運用及びシステム改修等のシステム維持管理を行うものである。システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有している当該業者以外には実施できないことから、随意契約により契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	不切好时他心大小小小人
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	保健福祉局福祉部年金医療課 (新)子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	令和5年度さいたま市福祉及び子育て支援医療費支給データ処理業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 29 日
契約の相手方名	株式会社KSKテクノサポート
契 約 金 額	支払限度額 14,124,000円 医療費情報転記43円/1件 領収書等貼付41円/1件 外4種類
随意契約によることとした理由	本業務は、各区役所で受け付けた福祉3医療(子育で支援医療費助成事業、心身障害者医療費支給事業、およびひとり親家庭等医療費支給事業)の医療費支給申請書について、当該帳票約60,000件を回収し、受託者作業場所において医療費情報の転記、領収書の貼付、データ入力およびイメージデータの作成を行うものである。各業務の件数が確定できないこと、また業務の種類が6種類にわたることから複数単価契約とし、随意契約の方法によることとした。6者による見積合せを行ったところ、最も廉価であった当該業者と随意契約により契約を締結した。

内 容  - ども未来局子ども育成部青少年育成課 新)子ども未来局子育で未来部幼児・放課後児童課  - 文課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人さいたま市学 会保育の会)  - いたま市西区西大宮1-47-1-1F 外61か所  - 和 5 年 3 月 31 日  - 定非営利活動法人さいたま市学童保育の会
新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 対課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人さいたま市学 (保育の会) いたま市西区西大宮1-47-1-1F 外61か所 1 和 5 年 3 月 31 日
登保育の会) いたま市西区西大宮1-47-1-1F 外61か所 1 和 5 年 3 月 31 日
7 和 5 年 3 月 31 日
F定非営利活動法人さいたま市学童保育の会
651,140,941円
本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を 会育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家 医に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図る とを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の な善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度 いら充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童 全全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を 施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随 で契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該 に契約のお法によることとした。 も、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、 はの業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保するこが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随 で契約により契約を締結した。
と し と

来伤安武随思笑剂桁未衣	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人厚生福祉協会)
履行場所	さいたま市西区佐知川1112 外7か所
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人厚生福祉協会
契 約 金 額	71,639,992円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

	美務安計 <b>随</b> 思吳刹結果表
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人ユナイテッド キッズ)
履行場所	さいたま市北区日進町1-190-5 外6か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ
契 約 金 額	60,954,876円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からを含さなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。
	【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

来切女时他心天小师不久 ————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人どんぐりクラブ)
履行場所	さいたま市北区日進町3-203 外2か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人どんぐりクラブ
契 約 金 額	31,413,760円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがつて、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

内 容
子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人学童保育おお みや)
さいたま市北区吉野町1-395-1 外21か所
令 和 5 年 3 月 31 日
特定非営利活動法人学童保育おおみや
228,795,304円
本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、後意契約の方法によることとした。また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人宮原ハーモニー)
履行場所	さいたま市北区宮原町4-83-13
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人宮原ハーモニー
契 約 金 額	9,930,216円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

美務安計随思吳約結果表	
内 容	
子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課	
放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人日進小学童保育の会)	
さいたま市北区日進町2-911 外3か所	
令 和 5 年 3 月 31 日	
特定非営利活動法人日進小学童保育の会	
39,351,588円	
本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者事用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。	
【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

来伤安式随息笑剂而未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人GENKIDS)
履行場所	さいたま市北区土呂町1-7-8アイリスビル202 外6か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人GENKIDS
契 約 金 額	78,955,500円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者か同からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(NPO法人子育て支援キッズスペース)
履行場所	さいたま市北区別所町42-7 外8か所
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	NPO法人子育て支援キッズスペース
契 約 金 額	116,383,712円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息笑剂和未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人東大成・植竹 小学童保育の会)
履行場所	さいたま市北区東大成町2-86-1 2F 外2か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人東大成・植竹小学童保育の会
契 約 金 額	29,402,616円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることがら、当該事業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安武随息突的福未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人あゆみ会)
履行場所	さいたま市北区本郷町1325-3 外1か所
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人あゆみ会
契 約 金 額	22,753,168円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

一—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人芝川学童保育の会)
履行場所	さいたま市大宮区天沼町1-389-3 外1か所
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人芝川学童保育の会
契 約 金 額	18,903,960円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

業務妥託随思奖約結果表	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人つぼみ会)
履行場所	さいたま市大宮区堀の内町3-236
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人つぼみ会
契 約 金 額	9,904,400円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息突的福禾衣	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人春野のびる学 童クラブ)
履行場所	さいたま市見沼区深作3-31-6 外1か所
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人春野のびる学童クラブ
契 約 金 額	21,034,960円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実触化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からをなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

業務妥計随思奖約結果表	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人見沼小学童保育の会どろんこクラブ)
履行場所	さいたま市見沼区東大宮2-43-6 外2か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人見沼小学童保育の会どろんこクラブ
契 約 金 額	39,937,560円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。
	【恨拠法令】地力目宿法施行令第167条の2第1項第2号

来伤安式随息笑剂而未衣	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人大砂土東小学 童保育の会)
履行場所	さいたま市見沼区大和田町2-1054-7 外2か所
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人大砂土東小学童保育の会
契 約 金 額	29,393,000円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息笑剂和未衣	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人やまばと学童 クラブ)
履行場所	さいたま市見沼区染谷2-243-2
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人やまばと学童クラブ
契 約 金 額	10,644,980円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者のの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることがら、当該事業者のとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息笑剂而未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人あかね会)
履行場所	さいたま市見沼区大和田町2-1358
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人あかね会
契 約 金 額	10,234,080円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者の自動がらも、他の業者が実施するとなったおり、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息笑剂和未衣	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人チャイルドサポート)
履行場所	さいたま市見沼区風渡野328-7 外1か所
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人チャイルドサポート
契 約 金 額	19,772,240円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることがら、当該事業者が厚さとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息笑剂和未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人こどもサポート おおぞら)
履行場所	さいたま市中央区本町東5-17-25 外2か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人こどもサポートおおぞら
契 約 金 額	22,261,184円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息笑剂和未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人三楽)
履行場所	さいたま市西区三橋6-382-1 外12か所
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人三楽
契 約 金 額	110,433,820円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者か同からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息笑剂和未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人子ども・高齢者 生活支援クラブ)
履行場所	さいたま市中央区新都心4-9 外17か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人子ども・高齢者生活支援クラブ
契 約 金 額	184,330,812円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実能化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることがら、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

表務安計随思笑約結果表 ————————————————————————————————————	
内容	
子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課	
放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人カラフルきっ ず)	
さいたま市桜区町谷2-15-12	
令 和 5 年 3 月 31 日	
特定非営利活動法人カラフルきっず	
6,645,200円	
本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。	

来伤安武随息突的福未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(株式会社 タスク・フォース)
履行場所	さいたま市桜区道場2-1-1 1F
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	株式会社タスク・フォース
契 約 金 額	8,523,028円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息笑剂而未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人福田会)
履行場所	さいたま市桜区新開2-17-13
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人福田会
契 約 金 額	8,586,070円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者の自動がらも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息笑剂而未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人いなほ会)
履行場所	さいたま市桜区西堀7-23-5 外1か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人いなほ会
契 約 金 額	17,031,400円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることがら、当該事業者が再の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

大切女们他心大小师 <u>小</u>	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人ぽぷら学童クラブ)
履行場所	さいたま市浦和区瀬ヶ崎4-32-5 外2か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人ぽぷら学童クラブ
契 約 金 額	30,450,840円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

一—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人本太学童クラブ)
履行場所	さいたま市浦和区本太2-12-8-101 外3か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人本太学童クラブ
契 約 金 額	44,250,880円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがつて、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人仲本キッズ・ハウス)
履行場所	さいたま市浦和区本太2-12-2 外1か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人仲本キッズ・ハウス
契 約 金 額	20,852,436円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息突的柏木衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人楽育)
履行場所	さいたま市浦和区仲町2-15-9 外1か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人楽育
契 約 金 額	19,914,640円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息笑剂和未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人学童保育南子 どもの家)
履行場所	さいたま市南区根岸1-19-13
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人学童保育南子どもの家
契 約 金 額	11,325,500円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者の自動がらも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来份安武随息突約桁未衣	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人弘優尽会)
履行場所	さいたま市南区鹿手袋7-13-3 外2か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人弘優尽会
契 約 金 額	29,225,080円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることがら、当該事業者が再の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来份安武随息突約桁未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人三樹会)
履行場所	さいたま市南区鹿手袋5-5-12 外2か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人三樹会
契 約 金 額	31,606,542円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることがら、当該事業者がらとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

美務安計	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人なないろ会)
履行場所	さいたま市南区曲本5-4-8 1階 外3か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人なないろ会
契 約 金 額	46,504,480円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を運定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。
	【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人子育てネット・ 森の妖精たち)
履行場所	さいたま市南区白幡5-1-28-303
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人子育てネット・森の妖精たち
契 約 金 額	13,364,400円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがつて、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人さいたま子ども プラザ)
履行場所	さいたま市緑区中尾1403-1
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人さいたま子どもプラザ
契 約 金 額	8,882,740円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがつて、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

一	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人尾間木学童クラブ)
履行場所	さいたま市緑区東浦和8-20-20 2階 外4か所
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人尾間木学童クラブ
契 約 金 額	52,017,764円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息突的桁未衣	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人見沼学童クラブ)
履行場所	さいたま市緑区芝原2-15-8
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人見沼学童クラブ
契 約 金 額	12,173,032円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることがら、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を確保することが美力、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

未物安山旭总大小和木双	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(学校法人鳥海学園)
履行場所	さいたま市緑区大間木3-39-8
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	学校法人鳥海学園
契 約 金 額	7,898,960円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安武随息笑剂柏未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人なかよし愛育会)
履行場所	さいたま市緑区三室1829-15
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人なかよし愛育会
契 約 金 額	8,044,500円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

業務妥計随思笑約結果表	
内容	
子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課	
放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人理趣会)	
さいたま市緑区美園5-49-15 外3か所	
令 和 5 年 3 月 31 日	
社会福祉法人理趣会	
45,384,124円	
本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。	

来伤安武随息突的福未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人さいたまクラブ 愛)
履行場所	さいたま市岩槻区愛宕町4-18 アライビル1F
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人さいたまクラブ愛
契 約 金 額	12,334,284円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実館化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることがら、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

業務安計随思奖約結果表	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人為成会)
履行場所	さいたま市岩槻区真福寺1464番地1
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人為成会
契 約 金 額	6,213,220円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息笑剂和未衣	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人朋仁会)
履行場所	さいたま市浦和区東仲町9-8
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人朋仁会
契 約 金 額	11,125,400円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。 したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安武随息突利福未衣	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人エール)
履行場所	さいたま市緑区美園5-34-2 外2か所
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人エール
契 約 金 額	31,699,040円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実触化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者を開めた。継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人和楽キッズクラブ)
履行場所	さいたま市浦和区本太1-9-7 外1か所
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人和楽キッズクラブ
契 約 金 額	20,739,630円
随意契約によることとした理由	本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。 放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、イクブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事変の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。

公 表 事 項	内容	
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部青少年育成課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課	
件名	さいたま市児童系業務(放課後児童クラブ)システム運用支援業務	
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外	
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 27 日	
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	
契約金額	5,885,000円	
随意契約によることとした理由	さいたま市児童系システムを使用して事務を行うにあたり、運用面での支援を業務委託する必要があり、本業務の契約の相手方には基本パッケージソフトウェアのシステム構成等を熟知し、正確で早急な対応が求められる。その他にも当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない保守、点検を実施する必要があり、そのような対応が可能であるのは当該業者のみであるため、当該相手方と随意契約を締結した。	

<u></u>	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部幼児政策課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	さいたま市送迎保育ステーションおおみや運営業務(基本分)
履行場所	さいたま市大宮区桜木町1丁目185-2のびのびプラザ大宮3F
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 28 日
契約の相手方名	社会福祉法人若葉会
契 約 金 額	6,969,600円
随意契約によることとした理由	本業務は、送迎先幼稚園等が開所するまでの間及び送迎先幼稚園等の降園時間後に児童を保育する拠点(送迎保育ステーション)を運営するものである。 送迎保育ステーションの設置及び運営にあたっては、令和3年度さいたま市子育で支援施設等整備調整委員会において、さいたま市送迎保育ステーション設置運営事業者を選定し承認されているところである。ついては、上記委員会において選定・承認された事業者を契約の相手方とし随意契約により契約を締結した。

公 表 事 項	内 容	
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部幼児政策課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課	
件名	さいたま市送迎保育ステーションうらわ運営業務(基本分)	
履行場所	さいたま市浦和区常盤2丁目31-10	
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 28 日	
契約の相手方名	社会福祉法人博光会	
契 約 金 額	15,615,600円	
随意契約によることとした理由	本業務は、送迎先幼稚園等が開所するまでの間及び送迎先幼稚園等の降園時間後に児童を保育する拠点(送迎保育ステーション)を運営するものである。 送迎保育ステーションの設置及び運営にあたっては、令和3年度さいたま市子子支援施設等整備調整委員会において、さいたま市送迎保育ステーション設置運営事業者を選定し承認されているところである。ついては、上記委員会において選定・承認された事業者を契約の相手方とし随意契約により契約を締結した。	

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部幼児政策課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課
件名	さいたま市送迎保育ステーションむさしうらわ運営業務(基本分)
履行場所	さいたま市南区別所7丁目19-19
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 28 日
契約の相手方名	学校法人秋本学園
契 約 金 額	15,747,600円
随意契約によることとした理由	本業務は、送迎先幼稚園等が開所するまでの間及び送迎先幼稚園等の降園時間後に児童を保育する拠点(送迎保育ステーション)を運営するものである。 送迎保育ステーションの設置及び運営にあたっては、令和4年度さいたま市子育て支援施設等整備調整委員会において、さいたま市送迎保育ステーション設置運営事業者を選定し承認されているところである。 ついては、上記委員会において選定・承認された事業者を契約の相手方とし随意契約により契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容	
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育課	
件名	さいたま市立植水保育園外2園給食調理業務	
履行場所	さいたま市西区佐知川306 外	
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 2 日	
契約の相手方名	名阪食品株式会社 関東事業部	
契 約 金 額	170,478,000円	
随意契約によることとした理由	本業務は植水保育園、指扇保育園及び馬宮保育園の給食調理業務である。 当初、一般競争入札を実施したが、落札者がなかった。年度当初から役務の提供を受ける必要がある業務であり、改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。	

	<b>一大の女には他が小がりため</b>
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市のびのびプラザ大宮エレベーター等保守点検業務
履行場所	さいたま市大宮区桜木町1-185-2
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 9 日
契約の相手方名	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関越支社
契 約 金 額	2,904,000円
随意契約によることとした理由	本業務は、当該設備に係る部品がメーカー独自のものであるため、緊急時に迅速な対応ができるのは設置メーカーのみである。またリモートメンテナンスは、メーカー内にある情報センターにおいて毎日24時間体制で実施しており、上記業者以外では履行できないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、当該業者との随意契約とした。

	次: 0.00 英语 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市立田島保育園外3園清掃等業務
履行場所	さいたま市桜区田島2-16-7外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 10 日
契約の相手方名	株式会社ケント・コーポレーション
契約金額	13,860,000円
随意契約によることとした理由	本業務は田島保育園、文蔵保育園、南浦和保育園及び西堀保育園の 清掃等業務である。 当初、指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札 に付したが落札者がなかったため、随意契約によることとし、入札参加者 の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随 意契約により契約を締結した。

公 表 事 項	内容	
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育課	
件名	さいたま市立西町保育園外1園エレベーター保守点検業務	
履行場所	さいたま市岩槻区西町3-1-24外	
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 9 日	
契約の相手方名	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関越支社	
契 約 金 額	1,543,080円	
随意契約によることとした理由	本業務は、当該設備に係る部品がメーカー独自のものであるため、緊急時に迅速な対応ができるのは設置メーカーのみである。またリモートメンテナンスは、メーカー内にある情報センターにおいて毎日24時間体制で実施しており、上記業者以外では履行できないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、当該業者との随意契約とした。	

公 表 事 項	内容	
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育課	
件名	さいたま市保育業務支援システム運用保守業務	
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外	
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 20 日	
契約の相手方名	株式会社ウェルキッズ	
契 約 金 額	14,493,600円	
随意契約によることとした理由	本業務は、公立保育所の業務効率化を図るため、保育業務支援システムの運用保守管理を行う業務である。当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない保守、点検を実施するため、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

公 表 事 項	内容	
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育課	
件名	さいたま市保育園臨時職員給与管理システム保守業務	
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4	
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 6 日	
契約の相手方名	ミツイワ株式会社関東営業部	
契 約 金 額	1,861,200円	
随意契約によることとした理由	本業務は、保育課で雇用している保育士等の臨時職員を管理する目的のシステムに関わる保守業務である。当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない保守、点検を実施するため、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市保育料システム運用支援業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 22 日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契 約 金 額	14,674,000円
随意契約によることとした理由	システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的とし、システムの稼働状況の監視をはじめ、障害発生時の復旧対応、システムの運用改善のための各種適用作業、運用技術支援としての問い合わせ・要望対応を行うものであり、システムの仕様ならびにソフトウェアに関する詳細な情報を熟知し、対応する知識を有している必要があるため、システムに関する詳細な情報を持ち、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築事業者でなければ実施できないものであることから、当該事業者を契約の相手方とし、随意契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部幼児政策課 (新)子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市保育関連AIチャットボットシステム運用保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 30 日
契約の相手方名	日本トータルテレマーケティング株式会社
契 約 金 額	2,666,400円
随意契約によることとした理由	システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的とし、システムの稼働状況の監視をはじめ、障害発生時の復旧対応、システムの運用改善のための各種適用作業、回答精度向上のための設問・単語データの改良作業等を行うものであり、システムの仕様ならびにソフトウェアに関する詳細な情報を熟知し、対応する知識を有している必要があるため、システムに関する詳細な情報を持ち、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築事業者でなければ実施できないものであることから、当該事業者を契約の相手方とし、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市見沼区東大宮6-22-6
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	医療法人共育会
契 約 金 額	13,827,000円
随意契約によることとした理由	本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。 そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市桜区上大久保432
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	医療法人聖仁会
契 約 金 額	13,827,000円
随意契約によることとした理由	本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。 そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市浦和区針ヶ谷2-14-3
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	医療法人社団誠信会
契 約 金 額	13,827,000円
随意契約によることとした理由	本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。 そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	<b>水奶</b> 英山區區 70mm / 10mm
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市緑区中尾2659-13
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	めざわこどもクリニック
契 約 金 額	13,827,000円
随意契約によることとした理由	本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。 そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市岩槻区南平野3-32-5 2階
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	医療法人若杉会
契 約 金 額	13,827,000円
随意契約によることとした理由	本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。 そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公表事項	
山 以 ず 次	L1 4A
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市西区西遊馬771-11
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人俊江会
契 約 金 額	10,415,000円
随意契約によることとした理由	本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。

	大の女は他心が行うな
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市中央区新都心1-5
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	さいたま赤十字病院
契 約 金 額	13,827,000円
随意契約によることとした理由	本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。 そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	T
公表事項	内 容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市北区奈良町32-6
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	株式会社夢眠ホーム
契 約 金 額	10,415,000円
随意契約によることとした理由	本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。 そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	<b>水奶</b> 英
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市南区南本町2-22-2
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	社会福祉法人こばと
契 約 金 額	10,415,000円
随意契約によることとした理由	本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。 そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	<b>水奶</b> 英山區區 70.4044
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局幼児未来部保育課 (新)子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市大宮区浅間町1-117
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	株式会社ラボーロ
契 約 金 額	10,415,000円
随意契約によることとした理由	本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。 そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども家庭総合センター南部児童相談所
件名	さいたま市児童の安全確認等業務
履行場所	さいたま市北部児童相談所及びさいたま市南部児童相談所管内(さいたま市全域)
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 24 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 埼玉事業本部
契 約 金 額	16,787,889円
随意契約によることとした理由	本業務は、年々増加している児童虐待通告の対応にあたり、児童相談所は受傷がある、保護を要するなどリスクが高いと児童相談所が判断したものへの対応に注力し、泣き声での通告などリスクが低いと判断したものについては、受託者に家庭訪問などの安全確認業務を委託することで、児童の安全確認の強化を図るものである。福祉に関する専門的経験があり、事業の主旨を理解し運営を行う事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定を行い、随意契約により契約を締結した。

	,
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草
件名	さいたま市療育センターさくら草児童発達支援センター運営業務
履行場所	さいたま市桜区田島2-16-2 外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 24 日
契約の相手方名	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
契約金額	178,551,000円
随意契約によることとした理由	本業務の目的を達成するために必要な経験、技術、人材を有し、継続的な支援も必要とされる。また、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿の中で福祉型と医療型児童発達支援センターの双方の実績があるものが、当該業者だけであるため、当該業者と随意契約による契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号